

委員会提出議案第3号

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対する毅然とした対応と邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書

現在、ウクライナ共和国に対し、ロシア連邦による大規模な軍事的侵略が行われており、ウクライナ国民をはじめウクライナ共和国に拠点を持つ日本企業や現地在留邦人が危険にさらされている。

国連憲章に定められている基本原則である国家の領土の一体性及び主権の尊重に対する重大な違反であり、国際的に決められた国境を、力により一方的に侵略し、国際秩序の崩壊と平和を壊すことは断じて容認することはできない。

よって、政府においては、ロシア連邦に対し毅然とした態度で非難し、現地在留邦人の生命と財産を守るとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、更なる経済制裁を含めた対応を行うなど、平和的解決に向けて全力を尽くしていただき、また、我が国への影響対策についても万全を尽くすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月2日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、
防衛大臣 様